

## 徳島県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱

### (通則)

第1条 知事は、介護職員を対象に、賃金改善を行う介護サービス事業所又は介護保険施設（以下「介護サービス事業所等」という。）が行う、当該賃金改善を実施するために必要な経費に対し、予算の範囲内で、介護サービス事業所等に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 この補助金の対象となる介護サービス事業所等は、徳島県内に所在する別紙表1に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、交付対象期間の各月において、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定しており、令和6年1月25日老発0125第5号「令和5年度介護職員処遇改善支援補助金実施要綱」（以下「国の実施要綱」という。）に定める要件を満たすものとする。

### (対象経費)

第3条 補助対象経費は、賃金改善実施期間（令和6年2月から令和6年5月まで）において、介護職員に対して賃金改善を行うために必要な経費（消費税及び地方消費税を除く。）とし、国の実施要綱によるものとする。

### (交付額の算定方法)

第4条 交付対象期間中の介護サービス事業所等に対する各月分の補助額は、次の各号に掲げるところにより決定することとする。

(1) 補助額＝ア×イ×ウ（1円未満の端数切り捨て）

ア 一月当たりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）

イ 1単位の単価

ウ サービス類型別交付率

(2) 前号に規定する交付率については、別紙表1に定める率を用いる。

(3) 別紙表2に掲げるサービスは、本補助金の対象外とする。

### (補助金交付申請書等)

第5条 補助金の交付の申請については、第1号様式による申請書に国の実施要項7の(1)に定める計画書を添えて、知事の定める期日までに提出するものとする。

### (補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(1) 補助事業者は、補助事業に係る収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を、当該事業の属する会計年度の翌年度から起算して終了後5年間保存しておくこと。

(2) 国の実施要綱7(2)に規定する届出内容を証明する資料を、当該事業の属する会計年度の翌年度から起算して終了後5年間保管し、知事から求めのあった場合は速やかに提示すること。

(3) 協議又は不正の手段により補助金を受けた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(軽微な変更)

第7条 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、交付金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわないものとする。

(審査、交付決定)

第8条 知事は、第5条の規定による申請を受けた場合には、国の実施要綱に照らして審査し、交付決定行うべきものと認めるときは、支給要件を満たした申請者に対して、補助金の交付を決定する旨の通知を行うものとする。

(変更の承認の申請)

第9条 規則第5条第2号の規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の中止)

第10条 規則第5条第1項第3号の規定により、補助事業を中止又は廃止する場合は、第3号様式による申請書を提出するものとする。

(実績報告書等)

第11条 規則第11条の実績報告書は、第4号様式による。

2 規則第11条の規定による実績報告は、知事が定める期日までに提出しなければならない。ただし、交付決定後に休廃止を行った介護サービス事業者等については、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第12条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(第5号様式)により知事に補助金の請求をしなければならない。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

3 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第13条 知事は、補助事業者に対して前条第1項又は第3項の補助金請求書を受領した後に、補助金を支払うものとする。

(過誤調整等)

第14条 知事は、介護報酬の過誤等があり、交付決定額に変更が生じ、既に交付した額が交付決定額を超えることとなる場合、当該額の返還を命じることができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月15日から施行し、令和6年2月の賃金改善分から適用する。

別紙

表1 介護職員処遇改善支援補助金対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	1.2%
夜間対応型訪問介護	1.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1.2%
(介護予防)訪問入浴介護	0.7%
通所介護	0.7%
地域密着型通所介護	0.7%
(介護予防)通所リハビリテーション	0.6%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	0.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.8%
(介護予防)認知症対応型通所介護	1.4%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	1.0%
看護小規模多機能型居宅介護	1.0%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	1.3%
介護福祉施設サービス	0.9%
地域密着型介護老人福祉施設	0.9%
(介護予防)短期入所生活介護	0.9%
介護保健施設サービス	0.5%
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	0.5%
介護医療院サービス	0.3%
(介護予防)短期入所療養介護(病院等・医療院)	0.3%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

表2 介護職員処遇改善支援補助金非対象サービス

サービス区分	交付率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%